

総行地第 122 号
平成 17 年 10 月 3 日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

総務事務次官

「地方公共団体における P F I 事業について」の改正について

地方公共団体における P F I 事業については「地方公共団体における P F I 事業について」(平成 12 年 3 月 29 日付け自治画第 67 号自治事務次官通知。以下「自治事務次官通知」という。)により留意事項を通知したところですが、今般、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 95 号)の施行等を踏まえ、下記のとおり自治事務次官通知の一部を改正したので適切に対応されるようお願いします。

なお、貴都道府県内市区町村にもこの旨周知されるようお願いします。

記

「第1 総括的事項」1中「国()」の次に「独立行政法人、」を加え、「本基本方針の定めるところを参考として、PFI事業の円滑な実施の促進に努めるものとされていること。」を「PFI法第3条に規定する基本理念にのっとり、本基本方針を勘案した上で、公共性及び安全性の確保、資金の効率的使用、民間事業者の自主性の尊重等に配慮して、地域における創意工夫を生かしつつ、PFI事業が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとされていること。(PFI法第4条第7項)」に改め、6中「ダイレクト・アグリメント)」の次に「、PFI事業者の決算報告」を、「選定の手続」の次に「及び実施」を加え、6を7とし、5中「平成14年度より自治体PFI推進センターが設置されているので、地方公共団体間の意見交換及び情報の共有の場として活用を図ること。さらに、(財)地域総合整備財団において、PFIアドバイザーの派遣、PFI研修会、民間事業者との意見交換会を実施し、また相談窓口を設置しているので、」を「(財)地域総合整備財団において、PFIアドバイザーの派遣、PFI研修会、民間事業者との意見交換会などを実施し、相談窓口を設置しているので、適宜活用を図ること。さらに、同財団において、自治体PFI推進センターが設置されているので、地方公共団体間の意見交換及び情報の共有の場として」に、「貸付」を「貸付け」に改め、5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

- 4 PFI事業の実施の検討に当たっては、事前に適切な需要見直しを行うなど、事業自体の必要性を十分に検討するとともに、事業者選定段階においても、需要変動リスクが存在する事業又は大きな事業については、過大な需要見直しを前提とした事業提案でないか十分に審査すること。

なお、「民間と競合する公的施設の改革について」(平成12年6月9日付け自治事務次官通知)の趣旨も踏まえて適切に対応すること。

「第4 税制上の措置」(2)を次のように改める。

- (2) PFI事業者が、港湾法に規定する無利子貸付けを受けてPFI事業として整備する特定用途港湾施設のうち一定のもの、政府の補助金を受けてPFI事業として整備する廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設のうち一定のもの、政府の補助金を受けてPFI事業として整備する国立大学法人法に規定する国立大学の校舎のうち一定のもの又はPFI事業(法律の規定により公共施設等の管理者等である国又は地方公共団体がその事務又は事業として実施するものに限る。)として整備する公共施設等のうち一定のものについて、不動産取得税又は固定資産税若しくは都

市計画税の課税標準の特例措置が講じられていること。(地方税法附則第11条第25項から第27項まで及び第31項並びに同法附則第15条第48項、第49項、第51項及び第55項)

「第5 契約関係」3(1)中「地方自治法」を「地方自治法施行令」に改め、4(1)中「参照。」を「参照)」に改め、5(3)の次に次のように加える。

(4) ダイレクト・アグリーメントの締結等を通じ、PFI事業者と金融機関との間のリスク分担についても十分な関心を払う必要があること。

(5) PFI事業者の責に帰する事由による契約解除の際に施設の所有権を取得・保持するための買取り規定の設定に際しては、金融機関による融資との関係にも留意し、適切に判断する必要があること。

「第6 公の施設関係」2中「及び」を「、」に改め、「あること。」の次に「(地方自治法第244条の2第1項及び第2項)」を加え、4の次に次のように加える。

5 PFI事業において、指定管理者の制度を採用する場合には、指定管理者に関し条例に定める事項(地方自治法第244条の2第4項)指定の期間(同条第5項)及び指定にはあらかじめ議会の議決を経なければならないこと(同条第6項)について、PFI事業の円滑な実施が促進されるよう適切な配慮をするとともに、指定の取消し又は管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令を行う場合におけるPFI事業の取扱いについて、あらかじめ明らかにするよう努めるものとされていること。(PFI法第9条の2)

「第7 公有財産関係その他」(3)を次のように改める。

(3) 地方公共団体の行政財産については、原則として貸付け等や私権を設定することができないこととされているが、次に掲げる場合において、一定の条件の下でPFI事業者に対する特例が設けられていること。

地方公共団体は、PFI事業に係る行政財産を、地方自治法第238条の4第1項の規定にかかわらず、貸し付けることができること。(PFI法第11条の2第6項)

地方公共団体は、一棟の建物の一部がPFI事業に係る公共施設等である場合における当該建物の全部又は一部をPFI事業者が所有しようとする場合において、地方自治法第238条の4第1項の規定にかかわらず、行政財産である土地を貸し付けることができること。(同条第7項)
(当該建物のうちPFI事業に係る公共施設等以外の部分をPFI事業者から譲り受けようとする者(同条第9項)又は更に譲り受けようとする者に対する当該行政財産である土地の貸付けを含む(同条第10項))

において同じ。)

地方公共団体は、 に規定する建物のうちP F I事業に係る公共施設等以外の部分をP F I事業終了後においてもP F I事業者が引き続き所有しようとする場合において、地方自治法第238条の4第1項の規定にかかわらず、 の行政財産である土地を貸し付けることができること。(同条第8項)

地方公共団体は、一定の公益的施設等の設置事業であって、P F I事業の実施に資すると認められるものに係る行政財産を、地方自治法第238条の4第1項の規定にかかわらず、貸し付けることができること。(P F I法第11条の3第5項)(当該施設をP F I事業者から譲り受けようとする者(同条第7項)又は更に譲り受けようとする者(同条第8項)に対する当該行政財産の貸付けを含む。 において同じ。)

地方公共団体は、 に規定する公益的施設等をP F I事業終了後においてもP F I事業者が引き続き所有し、又は利用しようとする場合において、 の行政財産を貸し付けることができること。(同条第6項)

から までの貸付けについては、民法第604条並びに借地借家法第3条及び第4条の規定は、適用されないこと。

から までの貸付けについては、地方自治法第238条の2第2項及び第238条の5第3項から第5項までの規定が準用されること。